

## 行政法 Chapter 14

Date

/

Date

/

Date

/



国と地方公共団体の関係に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 各大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、適切と認める技術的な助言又は勧告をすることができる。
- イ 各大臣は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、技術的な助言、勧告をするため又は普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため、必要な資料の提出を求めることができる。
- ウ 各大臣が都道府県に対し、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理について違反の是正を求めることができるのは、当該自治事務の処理が著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときに限られる。
- エ 各大臣は、その所管する法令にかかる都道府県知事の自治事務の管理又は執行について、地方自治法の規定に基づき、代執行の手続きをとることができる。
- オ 各大臣が代執行の手続きをとるためには、代執行以外の方法によってその是正を図ることが困難であるか、又はそれを放置することによって著しく公益を害することが明らかであれば足りる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

正解

1

## 〔国と地方公共団体の関係等〕 国と地方公共団体の関係

## ア 正しい

各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言又は勧告をすることができる（地方自治法245条の4第1項前段）。

## イ 正しい

各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、技術的な助言、勧告をするため又は普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため、必要な資料の提出を求めることができる（同法245条の4第1項後段）。

## ウ 誤り

各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときのほか、当該自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる（同法245条の5第1項）。

## エ 誤り

各大臣は、その所管する法令にかかる都道府県知事の法定受託事務の管理又は執行について、地方自治法の規定に基づき、一定の要件のもとで、代執行の手続をとることができる（同法245条の8）が、自治事務の管理又は執行については、地方自治法の規定に基づいて代執行の手続をとることはできない。

**オ 誤り**

代執行の手続をとるための要件として、代執行以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであることが必要とされている（同法245条の8第1項）。

以上により、正しいものの組合せは**肢1**であり、正解は**1**となる。